

市民緑化協定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市緑地の保全および緑化の推進に関する条例（昭和47年伊丹市条例第41号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、市民およびこれらの団体と緑化の推進に関する協定（以下「市民緑化協定」という。）を締結することに関し必要な事項を定めるものとする。

(市民緑化協定の促進地域)

第2条 市長は、次の各号に掲げる地域または地区において市民緑化協定の締結を促進するものとする。

- (1) 条例第12条第1項の規定により指定した緑化推進地区
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号に規定する風致地区
- (3) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域
- (4) その他市長が特に必要と認める地域

(市民緑化協定の種類)

第3条 市民緑化協定の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 緑化維持管理協定
- (2) コミュニティ花壇管理運営協定
- (3) まちなみ修景小規模花壇等管理運営協定

(市民緑化協定の対象者等)

第4条 市民緑化協定の対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 緑化維持管理協定 次に掲げる条件を満たす区域等に係る樹木、芝生、花壇等の維持管理を行う者
 - ア 公園その他の公共施設の緑化面積が400平方メートル以上の区域

- イ 道路および水路の緑化延長100メートル以上の区域
ウ 公園、広場等の花壇面積が20平方メートル以上の箇所
- (2) コミュニティ花壇管理運営協定 公衆の目に触れる場所に設置された専ら特定の者の鑑賞の用に供さない花壇であって、面積がおおむね20平方メートル以上のものを管理運営する者
- (3) まちなみ修景小規模花壇等管理運営協定 公共的空間において、まちなみの修景のために設けられた専ら特定の者の鑑賞の用に供さない小花壇または10個以上の大型プランター等が連なったものであって、面積がおおむね5平方メートル以上の箇所を管理運営する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業を行う者とは、市民緑化協定を締結しないものとする。

- (1) 住宅を建設して譲渡する事業
(2) 住宅を建設してその住宅およびこれに付随する土地または借地権を譲渡する事業
(3) 住宅を建設するための土地を譲渡する事業
(4) 住宅を建設して賃貸する事業

3 第1項の場合において、一つの花壇について分割して複数の協定を締結することはしないものとする。ただし、第1項第1号ウおよび第2号において花壇面積が200平方メートルを超えるものにあつてはこの限りでない。

(市民緑化協定に関する意見の聴取等)

第5条 市長は、市民緑化協定を締結しようとするときは、当該協定の対象者に対して次の各号に掲げる事項について意見を聴取し、または調査するものとする。

- (1) 協定区域内の土地の所有状況
(2) 緑化に関する志向、意見等
(3) 緑化に伴う維持管理作業への対応度合い
(4) その他協定に関し必要な事項

(協定事項)

第6条 市民緑化協定に定めるべき事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協定の名称
- (2) 協定の目的となる土地の区域または所在地
- (3) 協定の目的となる土地または施設の所有者等の氏名
- (4) 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの
 - ア 樹木等の種類
 - イ 樹木等を植栽する場所
 - ウ 樹木等の維持管理方法
 - エ その他緑化に関する事項
- (5) 協定の有効期間
- (6) その他協定に関し必要な事項
(協定期間)

第7条 市民緑化協定の協定期間は、5年以上とする。

(指導または助言)

第8条 市長は、市民緑化協定者に対して緑化に関する次の各号に掲げる事項について技術的な指導または助言することができる。

- (1) 植栽の方法に関すること
- (2) 樹木等の肥培管理に関すること
- (3) 樹木等の剪定に関すること
- (4) 病虫害の防除に関すること
- (5) その他樹木等の育成上の技術的なことに関すること
(協定の承継)

第9条 市民緑化協定の区域内の土地または建物の譲渡等を受けた者は、市民緑化協定の趣旨を尊重して、当該協定を承継するよう努めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和61年6月1日から施行する。

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の市民緑化協定に関する要綱第 4 条第 3 項の規定は，令和 3 年 4 月 1 日以後に締結（更新により締結する場合を除く。）する協定について適用し，同日前に締結した協定については，適用しない。